

●入園後について

Q：就業日及び職場復帰日が月の初日の場合の慣らし保育は、どうなるのですか？

A：慣らし保育は、原則入園が決定された日（毎月1日）からの実施となりますが、保育園等によっては、入園前に何らかの方法（一時保育等）で対応してもらえる場合もありますので、事前に保育園等にご相談ください。なお、育児休業明けの場合は、職場復帰するまでの日を慣らし保育に使うことができます。

Q：子どもが食物アレルギーを持っていますが、給食はどうなりますか？

A：各保育園等により対応できる内容が異なりますので、事前にご希望の各保育園等にお問合せください。

Q：保育園等入園後に転職した場合、継続して保育園等へ通うことはできますか？

A：入園後3か月以内に就労内容の変更があった場合は再審査となる場合があります。また、入園後に認定の変更が生じた場合（就労から介護、就学から求職など）は再審査を行い、申込み状況によっては退園になることがあります。なお、就労内容変更の都度、就労証明書の提出が必要となります。

Q：「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A：保育必要量については、子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）により、保育の必要性の事由等によって区分されているものです。実際の利用時間については保護者の就労時間など実態に応じたものになるので、保護者が育児短時間勤務等の制度を利用していた場合などは必要量に満たない利用時間となる場合があります。

Q：短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

A：認定の内容に変更があれば、保育園等または子ども保育課に変更申請書等をご提出ください。幼稚園在園児を保育園等に入園させたい場合は、入園申込みの際に認定変更の手続きが必要になります。

Q：育児休業中に保育園を継続できますか？

A：母の出産に伴う育児休業中は、以下のような場合に限り、同一保育園等での一定期間の継続利用を認めることができるものとしています。期間については育児休業取得期間中となります。

① 保護者の事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性が認められる場合には継続在園ができることがあります。

② 児童福祉の観点による場合

・保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている児童（年長クラス）については、育児休業期間中の継続在園を認めます。

・3歳以上児クラスの児童については、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に「当該児童についての施設長の意見」を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めることができるものとします。

・3歳未満児クラスの児童については、在園児童の発達上、環境の変化が好ましくないとされる状況について「当該児童についての施設長の意見」を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めることとします。

Q：出産後に父が育児休業を取得した場合、保育園を継続できますか？

A：母の産後休暇の認定期間であれば、継続することができます。父母共に育児休業を要件とした利用はできません。

Q：現在2歳児クラスまでの保育園に通っていますが、3歳児クラス以降はどうすればよいのですか？

A：3歳児クラス以降も保育の継続をご希望の場合は、改めて別の園への入園申込みが必要となります。その場合、入園審査の際に一定の調整を行います。（保育園等の入園を保証するものではありません。）

Q：保育料は公立と私立では違いますか？

A：月々の保育料は同じですが、園服費・バス代など別途費用がかかることがあります。また、時間外保育料は私立保育園等により異なります。

Q：保育園等入園後に就労証明書等の提出はありますか？

A：年1回現況届をご提出いただきます。翌年度4月から保育の必要性があるかを確認するためのものとなりますので要件に応じて就労証明書等を提出いただきます。

Q：市外に転出する場合、保育園を継続できますか。

A：転出をした年度内は利用調整なく、継続が可能です。翌年度以降については八千代市内に勤務先・通学先がある場合に点数を減点したうえで審査を行います。また、4月入園の審査は市民優先の観点から2次審査からとなります。審査は年度単位となるため、就学前まで残り続けられるとは限りません。

Q：年度途中（4月2日以降）で3歳になった場合、いつから保育料が無料となりますか。

A：3歳児クラスとなる翌年度から無料となります。

Q：母子（父子）家庭の場合、保育料は無料となりますか。

A：保育料は扶養義務者の市民税所得割額により算定することから、母子（父子）家庭であっても課税内容に応じて保育料がかかります。